

埼玉ロコモ OLS 研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「埼玉ロコモ OLS 研究会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、埼玉県入間郡毛呂山町川角 981、埼玉医科大学保健医療学部理学療法学科川角キャンパス内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ロコモティブシンドローム（以下、ロコモ）および骨粗鬆症に関する病態、予防、評価、治療、普及に関わる知見や実際の活動に関する研修、研究発表、討論を通じて、その理解と実践力を深めることを目的とする。また、同時にロコモや骨粗鬆症リエゾンサービス（以下、OLS）に係る医療従事者や骨粗鬆症マネージャーの相互の連携を深めること、さらに一般市民に対する普及・啓発を図ることにより、ロコモと骨粗鬆症と骨折へのさまざまな対策を通じて、健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ロコモや OLS に関わる学術研究会および情報交換会の開催
- (2) ロコモや OLS の普及および啓発に関する事業
- (3) ロコモや OLS に関わる調査および研究に関する事業
- (4) 国内の諸団体との協力と連携に関する事業
- (5) その他、本会の目的に適した事業

第2章 役員

(種別および定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) アドバイザー 若干名
- (3) 監事 1名または2名

2 幹事のうち1名を代表幹事とする。また、1名または2名の副代表幹事を置くことができる。

(選任等)

第6条 幹事、アドバイザー、監事は、幹事会において選任する。

2 代表幹事および副代表幹事は、幹事会によって幹事の中から選任する。

(職務)

第7条 代表幹事はこの本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるとき、または代表幹事が欠けたときには、代表幹事が指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事は幹事会を構成し、この会則の定めに基づき業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 幹事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 幹事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、幹事に意見を述べること

(任期等)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期はそれぞれの前任者または前任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第9条 役員が下記の事項に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反ならびに、その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 幹事会

(幹事会の開催)

第10条 幹事会は定時幹事会と臨時幹事会とする。

2 定時幹事会は毎事業年度に1回以上開催する。

3 開催にあたっては、会の運営やその他の本会に関わる事項を審議決定する。

(幹事会の招集)

第11条 事務局がこれを招集する。

(幹事会の議長)

第12条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。

(幹事会の議決)

第13条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、これを開催することはできない。

2 幹事会の決議は幹事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会の議事録)

第14条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 幹事の現在数
- (3) 幹事会に出席した幹事の数および氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要および議決の結果

第4章 運営

(学術研究会)

第15条 学術研究会は、原則として埼玉県において年1回開催する。

2 学術研究会の形式は、特別講演、一般講演、パネルディスカッション、ワークショップ、症例報告、活動報告などとする。

3 学術研究会のほかに、市民講座などの普及啓発事業も開催することができる。

第5章 事業年度

第16条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業会計)

第17条 本会が開催する学術研究会または市民講座の会計については、事業ごとに、幹事会の承認を得なければならない。

2 監事は、事業ごとに作成された事業報告書等を監査する。

第6章 会則の変更

(定款の変更)

第18条 本会の会則を変更する場合には、幹事会による議決を経て、改定することができる。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第19条 本会に、本会の事務を処理するための、事務局を設置する。

- 2 事務局の業務には、必要な職員があたる。
- 3 事務局長および職員の任免は、代表幹事が行う。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

附則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の決議により別に定める。

2016年 1月 8日